

議 案 第 80 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

定年が引き上げられたことを踏まえ、60歳を超える職員の給与の取扱いに
関する特例を設けるため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
1・2 （略）	1・2 （略）
3 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。	3 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。 <u>ただし、当該額が、223,300円に満たないときは、223,300円とする。</u>
4～12 （略）	4～12 （略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。